



シリーズ 今、気づき、じんけん

## 共に生きる 26

# 子どもの意見が尊重される社会に

日本は1994年に、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約」に同意しました。条約の考え方を踏まえた「こども基本法」が4月1日に施行されます。子どもたちの支援を続ける松崎佳子さんに話を聞きました。

### 子育てに関心を持つことから

福岡市職員として1974年から児童相談所で働いていました。平成になり、児童虐待の相談件数が増加したことを受け、対応のひとつとして力を入れていたのが里親制度。子どもたちが元の家庭に戻ることを視野に入れ、一時的に里親家庭の元で生活する公的な制度です。この制度を通して多くの家族と関わりました。育児に疲れて心に余裕がなくなった結果、虐待してしまう人がたくさんいることに気付いたんです。そういった困り事を抱える家庭が孤立しないように、まずは誰もが子育てに関心を持つことが必要です。

「子どもたちが孤立しない社会を作りたい」と話す松崎さん



松崎佳子さん

認定NPO法人「SOS子どもの村 JAPAN」理事。臨床心理士で広島国際大学客員教授も務める。里親養育をはじめとした子どもや家庭の支援を行う。昭和26(1951)年生まれ

### 普段から関係性を築く

近所の人や友人、親戚など、身近なところで困っている人はいないか、自分にできることはないか、とアンテナを張るとちょっとした違和感にも気付くようになります。声掛けなどをして、普段から子育て中の家族や子どもたちと関係性を築いておくことも大切です。気兼ねなく話せる相手には、本当に必要なときに助けを求められるから。それが子どもの権利を守ることにもつながります。

### 安心できる居場所をつくる

私は、「子どもの声にきちんと耳を傾けられる社会でありたい」という思いをモットーに子どもたちの支援を続けてきました。これは新たに施行される「こども基本法」の基本理念のひとつです。子どもは話を聴いてくれる相手がいるだけでも、「自分には居場所がある」と感じます。この法律が、子どもの権利を社会全体で守っていく仕組みづくりの一歩になると信じています。

全ての子どもに愛であふれる生活を経験してほしい。そして、子どもたちが自ら思いや考えを発することができる社会をつくれるように、これからも支援を続けていきます。

◎子ども政策課

(☎0942・30・9227、FAX 0942・30・9718)



昨年の植木まつりの様子。会場ではウメや松などの庭木も販売

# 1000種類 10万本を展示販売

第18回久留米植木まつり



久留米百年公園で2月10日(金)から28日(火)まで、久留米植木まつりを開催します。市内15の生産者が出店し、ウメやツバキ、かんきつ類の苗木など1000種類10万本を展示販売。入場は無料で、時間は9時から16時30分(最終日は16時)までです。今年も、オープニング式典や植木せり市などのイベントも実施します。期間中は、物産市や各店舗

で無料の緑の相談コーナーも設置。出店者が制作した箱庭を、2月23日(祝)までゆめタウン久留米で展示します。

#### ◆オープニング式典

■日時 2月10日(金) 9時 ■内容 開会式、餅と花苗をセットにして、先着100人にプレゼント

#### ◆コケ玉づくり体験

■日時 2月12日(日) 10時〜、14時〜

#### ■先着各10人

#### ◆植木せり市

■日時 2月18日(土) 13時

新型コロナウイルスの影響で内容は変更になる場合があります。問い合わせ先を確認してください。

◎久留米植木まつり実行委員会 (田主丸総合支所産業振興課内、☎0943・72・2110、FAX 0943・73・2288)

男女平等推進委員制度



# 性別による差別などを 受けたら相談を

久留米市は男女平等推進委員制度を設けています。性別に由来する権利侵害を受けた人からの救済依頼を受け、解決に当たります。3人の推進委員が、専門知識や経験を生かして対応します。

市内在住か市内に通勤・通学している人は、市の施策に対する意見や相談ができます。市内の職場、学校などで「セクハラを受けた」、「産休や育休を取ろうとすると嫌がらせをされた」など性別を理由とする差別的な扱いを受けた本人やそのような事実を知っている人は、相手方に対し何らかの改善を求めたいなどの相談ができます。

相談したい人は、所定の用紙に必要事項を記入後、問い合わせ先へ持参、または郵送してください。用紙は、問い合わせ先と男女平等



育休を取る際に、性別を理由として、文句を言われることは性差別です

推進センターに設置。市ホームページからもダウンロードできます。個人情報を守られますので、安心して相談してください。

◎男女平等推進委員事務局(男女平等政策課内、☎0942・30・9246、FAX 0942・30・9703)